

柳 沢 潤 次

日本共産党議員団の柳沢潤次です。

今日、3月11日は、あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災からちょうど9年目にあたります。

9年前の午後2時46分、東北地方でマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。大津波は10メートル以上、高いところでは40メートルにも及ぶもので、多くの人命が奪われ、計り知れない被害をもたらしました。同時に東京電力福島第一原発が爆発事故おこし、多くの近隣住民が未だに故郷へ戻れない状況を作り出しています。このことは、原子力が今の人類の知識では制御しきれないものであることが事実を持って突きつけられました。

このあと、黙祷を行うことになりますが、改めて、犠牲になった方々のご冥福をお祈りするとともに、家族を失うなど心の傷を癒やしきれない多くの被災者のみなさんと福島第一原発事故で未だにふるさとへ帰れず、避難生活を続けておられる皆さんへの心からのお見舞いを申し上げます。同時に原発事故に遭われたみなさんへの、国と自治体の支援策を打ち切るのではなく継続することを強く求めるものであります。

今年に入って、新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界中に大きな不安と混乱をもたらしています。我が国でも新聞報道によると3月8日時点で、感染者が1190人、亡くなられた方が14人になっています。集団感染も各地で発生している状況にもあり、まだ終息の兆しは見えてきません。今後の更なる感染拡大を防止する対策に全力を上げることが求められます。

政府が専門家には諮ることなく、小中高校・特別支援学校の一斉休校を発表し、各種イベントの自粛も要請したことは国民に大きな混乱と不安を引き

起こす結果になりました。

藤沢市は政府の要請を受け3月2日～3月25日まで、小中学校の休校に踏み切りました。また、コミュニティ施設などの公共施設も3月31日までの休館・縮小を発表し実施しています。

新型コロナウイルス感染症への対応や今回の休校や自粛措置に対して市民からは様々な不安の声や意見が寄せられています。

わが団は、現時点での市民の声をまとめました。

その内容は、小中学校の休校措置に伴う市民の声や市民からの相談体制とPCR検査体制などについてです。この場では詳しく申し上げませんが、事前に文書で申し入れてありますので、市長におかれましては、緊急かつ重要な問題ですので早急な対応を強く求めるものであります。

それでは、2020年度一般会計予算及び8特別会計予算などに対する日本共産党藤沢市議会議員団の代表質問を行います。

件名1、市民の子育て、福祉、くらしが最優先になる藤沢市政をつくることについてです。

今、市民の暮らしは大変苦しい状況になってきています。

昨年、安倍政権は国民の過半数が反対していた消費税10%への増税を強行しました。そのことが日本の経済を大きく落ち込ませた最大の原因です。昨日も話がありましたが、内閣府が発表した昨年10月～12月期の国内総生産の改定値は前期に比べてマイナス1.8%に拡大し、年率換算で7.1%もの大幅な落ち込みです。これは2014年に消費税を8%に増税したときの年率7.8%に匹敵するものです。そもそも、貧困と格差を拡大したアベノミクスの破綻のあらわれだといわなくてはなりません。

社会保障はどうかと言えば、「全世代型社会保障改革」の名のもとに年金、医療、介護などの連続改悪に踏み出そうとしています。市民の生活を考えれば、今、国がやらなければならないことは、年金のマクロ経済スライドを廃止し「減らない年金」にすること、高すぎる国民健康保険料を抜本的に引き下げること。介護保険の負担増とサービスの切り捨てをやめること。障がい者福祉の充実と65歳以上の介護保険優先原則を廃止すること等、なのではないでしょうか。

働き方の問題では、8時間働けば普通に暮らせる社会の実現こそ求められますがそうありません。労働者の実質賃金は第2次安倍政権のもとで年間18万円も低下しました。最低賃金も中小企業への支援策を講じながら1時間1500円に全国一律で引き上げることが求められます。

子育て、教育の負担軽減は、家計を応援すると共に、貧困から子どもを守り教育の機会を保障するなど、子どもの権利を守る上でもまた、少子化対策としても重要です。ところが、日本の教育への公的支出は先進35カ国の中で最低であることが今年のOECDから公表されています。

国民の福祉や子育て支援、暮らしを守っていくべき国が役割を果たしていない現状のもとで、地方自治体は国にしっかりものを言いつつも、まずは市民の命と福祉、暮らしを守る砦にならなければなりません。

このよな観点から件名1のそれぞれの要旨について質問したいと思います。

まず、要旨(1)国民健康保険料を引き下げることについてです。

国民健康保険は低所得者が多く加入している保険です。しかし、保険料は高すぎて払いきれないとの悲鳴がでるような状況にあります。保険料の負担軽減策の一つとして、子どもを含めた世帯人数に応じて賦課されている均等

割の廃止や、医療費助成にかかる国によるペナルティー措置の廃止などが求められます。市として国に対し財政支援等の増額を働き掛けるべきだと考えますが見解をお聞きします。

また、国保の都道府県単位化を強行されて以降、国の圧力の下で、法定外繰り入れは削減されてきています。2020年度は約8億円に増額されることが予定されていますが、2019年度の13億3,000万円に一刻も早く戻して、平均保険料が一人10万円を超えている状況は一刻も早く是正すべきです。そのためにも高い保険料は、すぐにでも一人1万円を引き下げるなど保険料負担の軽減に努めるべきだと考えますが、ご見解をお聞きします。

回答《回答①》>> (福祉健康部片山福祉健康部長)

日本共産党藤沢市議会議員団、柳沢潤次議員の代表質問にお答えをいたします。

件名1、「市民の子育て、福祉、くらしが最優先になる藤沢市政をつくることについて」、要旨1、「国民健康保険料を引き下げることについて」にお答えいたします。まず、国民健康保険制度につきましては、年々被保険者数が減少していること、また被保険者の年齢構成が高いことや、所得水準の低い層が多いことなど、構造的な問題を抱えている実態は十分認識しているところでございます。このようなことから、引き続き、全国市長会や県と連携し、子どもに係る均等割保険料の軽減措置導入など、必要な財政支援を国へ求めてまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの法定外繰入につきましては、決算補填等を目的としたものについて、国や県の方針に沿った中で、複数年にわたる削減計画を策定したところでございますが、その基本姿勢といたしまして、保険料が大幅

に上昇する場合には削減を行わないこととしております。

そのことを踏まえまして、直近の2年間において、保険料水準の維持を前提に法定外繰入を削減しておりますが、引き続き、そのあり方については、財務部も含め、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、加入者全体の負担軽減につきましては、これまでの間、前年度からの繰越金の見込み額を試算したうえで、その多くを保険料賦課総額に充てることなどにより、保険料水準の抑制を図ってまいりました。具体的には、平成29年度においては被保険者1人あたり約4,400円の保険料の引き下げを行い、また平成30年度及び令和元年度においては、前年度と同程度の保険料水準としたものでございます。市といたしましては、引き続き、特定財源の確保や、第2期藤沢市データヘノレス計画に基づく、医療費適正化の取組を進めることなどによりまして、適正な保険料率の設定に努めてまいりたいと考えております。

要旨2は、特養ホームの大量建設など介護制度の充実についてです。

在宅で介護が難しくなった高齢者のための介護施設である特別養護老人ホームの待機者は820人になります。第7期の計画では特別養護老人ホームの整備目標は100床ですが、第7期中の建設は行われていません。待機者解消を目標に計画的に特養ホームを整備し、早急に待機者解消を図るべきです。また、整備にあたっては介護人材の定着、確保を一体として考え、市の補助などを実施し、地域の介護基盤維持、向上に取り組むべきです。そして、第8期の介護保険料については、第7期同様に基金を活用し介護保険料を引き下げなど負担軽減をすべきだと考えますが見解をお聞きします。

《回答① >> 福祉健康部片山福祉健康部長)

次に、要旨の2、「特養ホームの大量建設など介護保険制度の充実について」  
お答えいたします。

はじめに、待機者解消に向けた計画的な特別養護老人ホームの整備につきましては、3年ごとに定める介護保険事業計画に基づきこれまでに1,386床の整備を実施し、さらに、令和3年4月には、100床の特別養護老人ホームが開所する予定となっております。令和3年度以降の整備につきましては、利用者や待機者の動向を踏まえ、十分な検討を行ったうえで、第8期以降の介護保険事業計画に反映させていきたいと考えております。

次に、介護人材の定着、確保についてでございますが、現在、本市では、介護職員初任者研修の受講に要した経費や特別養護老人ホーム等における研修、職員募集等にかかる経費を助成しているところでございます。また、新年度には、外国人留学生等の受け入れ支援や介護のしごと出前授業などの事業を実施する予定であり、今後につきましても、国や県の施策の動向を踏まえ、事業所等の意向を伺いながら、より効果的な支援のあり方を検討してまいります。

要旨3です。高齢者福祉を充実し、バス等助成制度の創設についてです。

高齢者向けのバス等助成制度は、引きこもりになりがちな高齢者が気軽に外出することができ、社会参加ができるような経済的支援策として多くの自治体を実施している制度です。私ども議員団が実施した2年前の全市民を対象にしたアンケート調査結果では、70歳以上の約4割の方が要望しています。藤沢市では以前「夢カード」を発行し大変喜ばれていました。新たなバス等助成制度の創設を求める市民の声は引き続き強いものがあります。健康で長



生きできることを誰もが望んでいます。新たな高齢者の移動のための経済支援策の創設を求めます。見解を問います。

《回答①》>> (福祉健康部片山福祉健康部長)

続きまして、要旨3、「高齢者福祉を拡充し、バス等助成制度の創設について」にお答えいたします。バスの助成制度につきましては過去にICカードの普及に伴い廃止した経緯があり、現時点で、新たなバス等助成制度の創設につきましては難しいと考えております。しかしながら、高齢者の移動支援は重要な課題であると認識しており、藤沢型地域包括ケアの重点テーマとして、新たな外出支援策や持続可能な利用しやすい交通手段の環境整備に取り組み、福祉健康部と計画建築部において協議を行っております。今後につきましても、多様な主体のみなさまと課題を共有し協働しながら、その仕組みづくりを進めていく必要があるものと捉えております。市といたしましては、引き続き移動支援にかかる地域での取組や課題、ニーズ等の情報収集を行いながら、検討を進めてまいります。

要旨4は地域公共交通の充実についてです。藤沢市は鉄道網が発達しているとはいっても、最寄りの鉄道駅まで15分以内で行けないという交通不便地域が北部でも西部でも、また片瀬山や辻堂などでも残されております。超高齢社会を迎えるもとの、きめ細やかなバス網等による公共交通の整備が求められています。市内でも善行や六会地域で地域公共交通の取り組みが行われています。しかし、住民が主体で進める運営では財政面や継続性という面で不安定さを持っております。運営に当たっては市が主体的に実施すべきであると考えますが、市の見解を問います。

《回答①》>> (計画建築部石原計画建築部長)

要旨 4, 「地域公共交通の運営主体の考え方」についてお答えします。

地域公共交通である乗合タクシーの運営につきましては、地域の実情や、課題を適切に捉えている地域組織が主体となって取り組むことで、地域のニーズを満たす継続的な創意工夫が図られ、効率的で持続可能な地域の交通が確立するものと考えております。

市といたしましては運営主体となる地域組織に対し、運行に関する法的手続きや関係機関との協議の他、車両リース費や運営費の一部を補助する等、安定して継続的な運行が行われるよう支援を行っております。

今後につきましても、社会状況の変化による影響にも注視しながら、地域の取組を支援して参りたいと考えております。

要旨 5 は本市の住宅政策の充実についてです。住まいは暮らしや福祉の基盤であり、基本的人権であります。毎回の市営住宅の募集では戸数に対して何倍もの応募があり、安心できる住まいを確保できない、こういう実態があります。とりわけ増大している高齢者単身向けの市営住宅の新規の建設計画をつくるべきであります。また、本市の住宅マスタープランにも位置づけられている子育て世帯を初め若年世代向けの家賃補助制度を創設し、住まいは人権の基本に立った住宅政策を確立させるべきであります。見解を問います。

《回答》>> 計画建築部石原部長)

市営住宅の増設と、子育て世帯などの若年世代に対する家賃補助制度の創設についてお答えします。

現在、市営住宅は直接建設型市営住宅と借上型市営住宅を合わせて 1, 740



戸ございます。直接建設型市営住宅については、藤沢市市営住宅等長寿命化計画に基づく改修工事により、建物の長寿命化を図っており、借上型市営住宅につきましては、借り上げ期間が満了する場合、借り上げ期間延長のため、建物所有者と再借り上げ契約の締結を進めています。近年では、募集しても応募がない住戸も一部あることから、既存の市営住宅の効率的かつ円滑な更新を行い、現在の管理戸数を維持してまいります。また、子育て世帯などの若年世代に対する家賃補助制度の創設につきましては、新たな宅地開発や住宅供給により、若年世代の転入増が見られることから、どのような支援が有効であるかなど、今後の動向を見守りつつ、関係各課とともに検討していきたいと考えております。

要旨 6. ごみ処理手数料の有料化はやめ、当面、ごみ袋の価格は半額にすることについてです。

藤沢市がごみ袋の有料化を多くの市民の反対を押し切って実施してから13年目に入っています。この間、市民は神奈川県下一高いごみ袋の値段に大きな負担感を持ち続けています。本来、ごみの処理は税金でまかなうものであり、誰もが生活する上で排出するごみの処理に手数料を賦課することは法律違反です。ごみ処理有料化以来可燃ごみはいったんは減りましたが、その後は横ばいです。有料化によって減り続けているわけではありません。可燃ごみを減らし、焼却する量を減らすことが環境行政として進めるべき方向です。市民と事業者、そして行政が協力してごみの減量・資源化・再利用をすすめ、市民の減量努力に逆行するごみ処理有料化はやめるべきです。せめて、当面袋の値段は半額にし、市民と共にごみの減量化を進めるべきです。見解を問います。

《回答 >> (宮沢環境部長)

続きまして、要旨(6) 指定収集袋によるごみ処理手数料の有料化をやめ、当面、袋の値段は半額にすることについてお答えいたします。

指定収集袋によるごみ処理有料化につきましては、平成19年10月から、ごみの発生抑制、減量・資源化の促進を目的に実施してまいりました。

実施3年後に検証を行い、「減免世帯の拡大」や「資源の出しやすい環境づくり」、「資源品目の拡大」による市民負担の軽減について見直しを行いました。

また、有料化の効果といたしましては、導入以前の平成18年度と比較して、平成30年度で、人口が約8%増加している中で、収集量で可燃ごみが、約20%減少、不燃ごみが約28%減少しており、継続的に大きな効果が得られているものと考えております。

このことから、手数料額を減額することにより、分別・減量・資源化への意識が希薄となるなどのリバウンド現象が想定されることから、現在の体系を維持してまいりたいと考えております。

要旨7. (1) 中学校給食はデリバリー方式をやめ自校方式に切り替えることについてです。

本市の中学校給食は昨年から全校で実施されています。デリバリー弁当を始める前に行った調査では、中学生の当事者とその保護者では一番の要望は自校方式でした。中学生で39%、保護者で67%の要望でした。デリバリー弁当単体の方式の希望者は1割にも満たない状況でした。

デリバリー弁当で実施してみれば、喫食率が平均3割にも達せず、最高で53%、最低で16%という状況です。これでは給食とはいえません。

生徒の間では「ほかの子が頼んでいないから頼みづらい」との声も寄せら

れています。選択制ではなく全員喫食とすれば、こうした問題はなくなります。小学校のような温かい給食が全員で食べられる自校方式で実施してほしいという市民の強い要望を受け止め、もう一度中学生と保護者へのアンケート調査なども行ない、今のデリバリ方式を見直し自校直営方式の中学校給食を実施すべきです。見解を問います。

《回答 >> (教育部須田教育次長)

続きまして、要旨7の「中学校給食を自校方式に切り替えることについて」の質問にお答えいたします。中学校給食で選択制デリバリ方式を導入した理由につきましては、単独校方式や共同調理場方式では建設に時間がかかり、全校実施までに相当の期間や費用が必要となること、また、各教室での配膳に要する時間などがかかるため、授業時間への影響も考慮したものでございます。また、ご家庭から持参する弁当がよいという声もあり、ご家庭のニーズやライフスタイルに合わせてご利用いただくことができるよう実施しているものでございます。

昨年10月には、市内19校全校での実施となり、多くの生徒や保護者の皆さんからは感謝の声をいただいております。今後も、保護者や子どもたちの声を聞きながら、食育の観点も取り入れ、みなさんに選んでいただけるよう、栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努めてまいります。

要旨8は子どもの医療費無料化についてです。本市では昨年4月に中学校卒業までの拡充が行われましたが、所得制限があるため市内では約3000人の中学生が対象外となっていることがわかっています。子どもの医療費無料化の年齢拡大に当たっては、第1に子育ては社会全体で支えるものであるこ

と、第2に、税には所得再配分機能があり、所得の高い方には本税でしっかり納めてもらうのが本来のあり方であること、第3に、所得制限の線引きがどこまでが妥当なのか、この根拠が明確でないこと、第4に、所得制限は保護者、行政側ともに手続の面でも煩雑になること、以上の理由から所得制限をつけることはやめ、高校卒業までを目指すべきです。見解を問います。

《回答>> (子ども青少年部村井子ども青少年部長

次に要旨8,「子どもの医療費無料化は所得制限を撤廃し、高校卒業まで拡大することについて」についてお答えいたします。

小児医療費助成制度につきましては、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援し、医療費に係る経済的負担を軽減するうえで、重要な施策であると認識しております。

本市では、昨年4月から通院に係る医療費助成を中学校3年生まで拡大いたしました。この助成対象の拡大は平成21年度以来10年ぶりのことであり、本市の目指す将来像である「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち」の実現に大きく前進したものと捉えております。

中学生につきましては、継続的かつ安定的な制度運営を図る必要があることから所得制限を設けており、当面は現行制度の受診件数や医療費助成の推移などを検証してまいりたいと考えております。

また、高校卒業まで、の医療費助成の拡大につきましては、県内の自治体で構成する「医療費助成関係事務研究会」で、情報交換を行っており、県内で具体的に検討している市はございませんが、社会情勢の変化や他自治体の動向を常に注視してまいります。

小児医療費助成制度は、すべての自治体が独自の基準を設けて実施している

ところでございますが、子どもの健康増進を図る観点から、全国どこでも同じように助成が受けられるよう神奈川県市長会を通じて、国による全国一律の制度や仕組みを構築するよう、要望しております。

本市におきましては今後も県内各市と連携し、引き続き国に対して制度の創設を要望してまいりたいと考えております。

要旨 9. 安心して通える認可保育園の増設と保育士の処遇改善で保育園の待機児童を解消することについて

春は親たちが子どもの保育所探しに奔走している時期でもあります。本市では2020年4月の保育ニーズについては、認可保育所の新設と既存の保育所の定員拡大で前年度比482名の定員拡大をはかることで対応するとしてきました。ところが、今年4月の認可保育園の入所申し込み2次審査で、認可保育園に申し込んでも入れなかった子どもたちは761名に上ります。親たちは安心して預けられる認可保育所を求めています。待機児童の解消は、園庭があり、自園調理ができ、避難経路を持っている公立あるいは株式会社ではない法人立の認可保育所の増設で対応すべきです。

保育士不足も深刻な状況です。そのことによって87人の受け入れができずにいます。市としても保育士不足の対応策に打ち出していますが、優先課題の一つとして位置づけ保育士の確保に取り組むべきです。以上答弁を求めます。

《回答》>> (子ども青少年部村井部長)

次に、要旨9「安心して通える認可保育園の増設と保育士の処遇改善で保育園の待機児を解消すること」についてお答えいたします。



本市におきましては、急増を続ける保育需要へ対応するため、藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)に基づき、認可保育所の新設整備をはじめ様々な取組を進めてきたところでございます。

令和元年5月に実施いたしました利用希望把握調査の結果から、今後5年間の保育需要につきましても、引き続きの増加が見込まれるため、需要の高い地域を対象に令和3年4月開所に向けて認可保育所等設置運営事業者の公募を進めているところでございます。認可保育所の新設による保育の受け皿確保につきましては、待機児童の解消に効果的である反面、4歳児以上の定員枠が過剰供給となるなどの課題もあることから、保育所等の新設整備だけでなく、既存保育施設を活用した受け皿確保や認可外保育施設の活用など様々な手法により保育ニーズに対応してまいります。

また、保育士の処遇改善と人材確保策につきましては、保育士不足への対応として、まずはより一層の保育士の処遇改善を国へ要望するとともに、「保育士奨学金返済補助金」や「保育士就職支援補助金」など、本市独自の保育士確保策の実施により、保育士不足の解消に努めてまいります。

要旨10.「中小企業振興条例」を制定し、市内小規模事業者の営業とくらしを守ることにについてです。市内小規模事業者は地域経済の担い手の中心です。加えて、地域のコミュニティ活動や文化、教育、スポーツ活動また、町内会、自治会活動の担い手でもあります。しかし、地域の商店街の衰退、小規模事業者の減少が続く地域もあり、地域のあり方が大きく変化して来ました。地域の様々な活動の担い手不足が顕著になってきています。

小規模事業者の役割を再確認し、行政の責務も明確にした理念条例が必要です。仮称「中小企業振興条例」は全国各地の自治体で策定され小規模事業



者の位置づけが明確にされ、行政の支援も進んでいます。

藤沢市が、この間、地域経済の振興策として有効であった「住宅リフォーム助成制度」を廃止したことや建設労働者の最低賃金を保証する「公契約条例」制定について消極的態度に終始していること、せっかく作った小規模契約簡易登録制度も遅々としてその実効性が発揮できていないなど、これらはしっかりした小規模事業者への位置づけが弱いことの表れです。

昨年 10 月から消費税増税は消費者と小規模事業者を直撃し、地域経済をさらなる苦境に陥れることになっています。

急いで「中小企業振興条例を策定し、その理念のもと、市内小規模事業者への支援策を強化することが必要です。答弁を求めます。

《回答 >> (経済部 和田経済部長)

続きまして要旨 10, 中小企業振興条例のご質問についてお答えいたします。議員ご提案の(仮称)中小企業振興条例につきましては、市の責務や市内中小企業者の努力, 大企業の役割などを明確にするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより中小企業振興に対する市の主体的な姿勢を明確にするものであると捉えております。

本市の事業所の構成は、99パーセントが中小企業であることから、本市が将来にわたって持続的な発展を遂げるためにも中小企業の振興は大変重要であると考えております。

現在、本市の経済施策におきましては、「藤沢市市政運営の総合指針 2020」の理念や施策の方向性の共有を踏まえ、平成 29 年 4 月に見直しを行った「藤沢市産業振興計画」を基本とした取組を進めております。この計画においては「中小企業の発展のための総合的な支援」をその基本戦略の第 1 に据え、

経済3団体との役割分担等を明確にするとともに支援内容を体系的に整理した上で、中小企業、とりわけ小規模事業者に重点を置いた、実効性のある支援に取り組んできたところでございます。

今後につきましては、昨年の消費税率引上げを始めとする、この間の社会経済情勢の変化などに対応するための改定を予定しており、来年度早々から関係団体とともに作業を進めてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、今後も引き続き「産業振興計画」に基づく経済施策を進めることで、市内中小企業や小規模事業者の振興を図ってまいります。

要旨 11、地震・津波・水害対策の強化についてです。

昨年10月の大型台風では、市内で4675人の避難者が出ました。市長は、来年度2020年度中に、新たな津波・洪水・土砂災害・高潮ハザードマップを作成し全戸配布をするとしました。しかし、地球環境気候変動の影響も受けて、高潮ハザードマップの新設や浸水想定区域などは国・県による見直しが続いています。

今回のハザードマップも2013年の全戸配布以来、7年間更新されていません。この間、津波については2015年に、洪水については境川・引地川とも2018年にその浸水想定が大きく改訂されています。今後は市民の安全安心を第一として、最新の知見に基づいての周知徹底を図るべきです。

少なくとも最新の津波・洪水・土砂災害・高潮ハザードマップ、及び避難場所・避難経路などの大型の地図を関係者の協力も得て、公民館や市民の家などに掲載することを求めます。

《回答①》>> (防災安全部平井防災安全部長)

各種ハザードマップのご質問についてお答えします。

まず、津波ハザードマップの改定に時間を要していることにつきましては、災害対策基本法の改正に伴いまして、指定緊急避難場所等の見直しを進めてきたことや、津波災害警戒区域の指定について神奈川県と協議を行っていることがございます。これらの内容につきまして、津波ハザードマップに掲載することにより、避難の実効性が一層高まるものと考えられることから時間を要している状況でございます。

次に、洪水・土砂災害・高潮ハザードマップでございますが、水防法の改正により、浸水想定の対象となります降雨が見直されたことで、平成30年に神奈川県から境川水系、引地川水系、相模川水系の新しい洪水浸水想定区域が指定・公表されました。このことに伴い、本市管理の準用河川などにつきましても、現在、洪水浸水想定区域図を作成しているところでございます。このような状況から、津波ハザードマップ、洪水・土砂災害・高潮ハザードマップにつきましては、令和2年度の作成に向けて準備を進めているところでございます。また、周知・啓発につきましては、各市民センターや公民館への配架やホームページの掲載に加え、各施設へ掲示するなど、より効果的な手法について検討してまいります。

要旨 12、オリンピック開催時の海水浴場のあり方についてお聞きします。

東京オリンピック・パラリンピック開催の年になりました。江ノ島沖でのセーリング競技に伴い様々な課題が残されています。その一つが、真夏に実施されることから、日本国内でも有数の海水浴場である片瀬海岸の東浜・西浜での混雑は避けられないと思います。

この間、片瀬の海水浴場が以前のように家族ずれで安心して楽しめるよう

な海水浴場になるように何度も質問して、行政の役割を果たすよう求めてきました。いわゆる海水浴場の「クラブ化」は是正されてきていますが、飲酒のあり方、海の家の開業時間などは、まだまだ改善することが求められます。東京 2020 の会場の一つである藤沢市の積極的な海水浴場対策が求められます。見解を求めます。

《回答 >> (経済部 和田経済部長)

今年度は、海水浴場の開設時期に東京 2020 大会のセーリング競技が江の島で行われることから、海水浴場組合はもとより、本市や神奈川県も、より一層の安全安心の重要性について確認しているところでございます。

このようなことから、各海水浴場では、大型遊具の設置のほか、来場した家族を対象に、ライフセーバーによる海に関する教室やクリーンアップ等を行うなど、家族連れで安心して利用できるファミリービーチを目指し、取り組んでいるところでございます。

また、これまで、各海の家の出店者に対し、泥酔客への酒類の提供を制限するよう要請しているところですが、現状では、出店者の一部では、認識が不足している面も見受けられます。

このことから、東京 2020 大会の開催時期のみならず、誰でも安心して楽しめる海水浴場の環境整備は大変重要でございますので、これまでの取組を継続するとともに、海水浴場組合をはじめ、県や市で緊密に連携し、海水浴場の更なる安全・安心の確保に繋がるよう取り組んまいります。

件名 2 憲法を市政に生かし、国・県言いなりの市政を切り替え、住民が主人公の市政にすることについて質問します。

憲法は国の最高法規です。その日本国憲法を率先して守らなくてはならない行政の長である総理大臣が前のめりになって改憲に執念を燃やしています。その改憲の中心は9条を変え、自衛隊を明記することです。そのことは、日本が戦争をしない国として戦後平和に暮らしてきたことを変えて、戦争をする国にしようとするものです。9条だけではありません。国民主権や基本的人権をしっかり守る行政でなくてはなりません。地方自治もその一つです。

日本国憲法をしっかり守り、住民が主人公の立場で国にもの言える地方自治体でなくてはなりません。市民の福祉の増進をはかり、市民の権利を守る自治体であるべきです。そんな基本的な観点からこの件名でいくつかの質問をすすめます。

まず、要旨1. 厚木基地撤去、米空母の横須賀母港化撤回、ジェット機爆音解消、オスプレイの飛行中止、日米地位協定を抜本的に改定することについてです。

今年は1960年に日米安全保障条約が締結されて60年になります。米軍の基地が全国に置かれ、沖縄県ではさらなる基地強化が進められています。第二の基地県である神奈川県もこの間、基地があるが故に米兵や軍属による犯罪、ジェット機の墜落や部品の落下などがあいついて起きています。安保条約締結から60年、米軍による基地強化に反対し、市民の命とくらしを守る立場から基地撤去の声をさらに上げるべきです。

ジェット機爆音は厚木基地では少なくなっていますがなくなったわけではありません。そもそも、首都圏に他国の原子力空母の基地を提供している国などありません。最近ではアメリカ言いなりの政府の姿勢は軍事費を右肩上



がりに増大させ、兵器の爆買いや危険なオスプレイを購入し訓練を実施するなど市民の不安と命の危険を増大させています。藤沢市は市民の命を守る観点から、厚木基地撤去、米空母の横須賀母港化撤回、ジェット機爆音解消、オスプレイの飛行中止、日米地位協定を抜本的に改定することなど県と周辺自治体とも協力して日本政府とアメリカに求めるべきです。  
見解を問います。

《回答 >> (平井防災安全部長)

件名 2「憲法を市政に生かし、国県いなるの市政を切り替え、住民が主人公の市政にすることについて」要旨 1「厚木基地撤去、米空母の横須賀母港化撤回、ジェット機爆音の解消、オスプレイの飛行中止、日米地位協定を抜本的に改定することについて」お答えをいたします。

本市では、県や米軍基地に関係する自治体で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」に加盟し、基地周辺住民が安全で快適に暮らせるよう、国に求めており、これまで、平成 29 年 9 月に厚木基地の一部返還や、平成 30 年 3 月に空母艦載ジェット機の山口県岩国基地への移駐が行われているところです。

本協議会においては、昨年 8 月に外務省及び防衛省等に対して、米軍基地の整理縮小・早期返還の推進、厚木基地における航空機騒音の解消、日米地位協定の見直しとその運用の改善等について重点要望項目として要請を行ってございます。

また、県や本市を含む、厚木基地周辺 9 市で構成する「厚木基地騒音対策協議会」においても昨年 11 月に外務省、防衛省及び米国大使館等に対して、航空機騒音の解消に向けた取組や、厚木基地の運用・騒音状況等に関する情



報提供を行うことなどについて、要請を行っているところでございます。

加えて、昨年10月に、神奈川県市長会を通じて県内19市が様々な課題の解決に向け、国に要望を行う「国の施策及び予算に関する提言」において、藤沢市の要望項目として、オスプレイを含む米軍航空機の安全性等について、地域住民に説明責任を果たすことなどを国に要望してございます。

本市といたしましては、航空機騒音問題など米軍基地に起因する様々な問題の解決や長年にわたる市民生活の不安の解消に向けて、県や基地関係市とともに、引き続き粘り強く要請を行ってまいります。

要旨2. 教科書採択にあたっては、教育現場の意見を反映できるようにすることについてであります。

今年には中学校の歴史と公民の教科書を改訂する年です。「日本国憲法」と藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言と平和条例に反し、あの歴史的には確定している、「日本が犯した侵略戦争であった」ことを、逆に美化するような育鵬社の「歴史」「公民」の中学校教科書を三度、採択することは許されません。

藤沢市の中学生の教科書は歴史の真実を伝える教科書でなくてはなりません。採択にあたっては学校現場の先生の意見や保護者の意見がきちんと反映される採択すべきと考えます。

この質問については是非、平岩教育長にご答弁をお願いいたします。

《回答》>> (教育部平岩教育長)

私からは、件名2「憲法を市政に生かし、国県いなるの市政を切り替え、住民が主人公の市政にすることについて」も要旨2「教科書採択にあたっては教育現場の意見を反映できるようにすることについて」にお答えします。

教科用図書の採択につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会が行うこととされており、本市では教育委員会の議案として「藤沢市教科用図書の採択方針」を定め、適切に行っております。令和元年度におきましても、本市採択方針に則り、教科用図書見本本をはじめ、採択審議委員会からの「答申」保護者及び市民からの「意見書」、学校から提出された「調査書」等を踏まえ、それぞれが総合的に判断し、教育委員会の中で丁寧に協議を重ねる中で採択を行っております。

令和2年度に行う藤沢市教科用図書採択におきましても、藤沢市教科用図書採択方針を定め、公正かつ適正に採択を進めていくことが重要であると考えております。

要旨 3. 公共施設再整備にあたっては PPP/PFI 手法の導入や複合化ありきの進め方はやめ、住民、利用者本位の計画的な建て替えについてです。

藤沢市の公共施設の再整備は全国的にもそうですが、大きな課題の一つです。高度成長期に建てられた公共施設が老朽化を迎えているからです。国は公共の分野に民間資金や手法を導入する、PPP・PFIの促進を自治体に迫っています。公共の建物の建設と管理・運営を民間に明け渡す進め方は市民の財産を民間のもうけの対象にすることです。公共施設建設はその設置の理念と役割があるはずで、民間の方が安く建設できるから、運営についてもサービスがいいからといって、自ら公共の役割を軽視し、PPP/PFI手法の導入を再整備の基本に置くことはやめるべきです。また、複合化が再整備の基本に進められていますが、複合化を進める場合は、住民や利用者の合意を得ることが大前提です。本来なら、国のいいなりに複合化を再整備の基本に置くのではなく、計画的にそれぞれの公共施設の建て替えを進めるべきです。

見解を問います。

《回答 >>( 企画政策部関口企画政策部長 )

続きまして、要旨 3「公共施設再整備にあたっては PPP/PFI 手法の導入や複合化ありきのすすめかたはやめ、住民、利用者本位の計画的な建て替えについて」にお答えします。

公共施設の再整備につきましては、平成 25 年度に策定した「藤沢市公共施設再整備基本方針」において、「機能集約・複合化による施設数の縮減」を基本的な考え方のひとつとしております。今後見込まれる厳しい財政状況などを踏まえ、将来にわたり行政サービスを低下させることなく提供を可能とするため、施設数の縮減による効率的な維持管理などの効果を期待して、この「基本的な考え方」は引き続き維持してまいりたいと考えております。

また、本市では、平成 27 年 12 月の内閣府通知に基づき、「藤沢市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」を平成 29 年 3 月に定めております。この規程に基づき、一定規模以上の公共施設整備事業については、まずは、民間活力の導入を検討したうえで、整備方針を決定してまいりたいと - 考えております。なお、再整備を進めるにあたりましては、それぞれの施設の利用者、利用団体や地域の皆様のご意見を丁寧に向い、計画的な建て替えを行ってまいります。

要旨 4. 村岡新駅建設と拠点整備事業は中止し、大型開発偏重の市政運営を転換することについて質問します。

村岡新駅建設と拠点整備事業は、そもそも旧国鉄跡地を赤字解消のために

当時の政府が地元の自治体に売却する方針を押しつけ、全国で旧国鉄跡地をもとにした開発が行われました。村岡新駅建設計画はその国の方針に乗り、土地開発公社が40億円を超える財源を投じて購入しました。当時の計画は土地区画整理事業を大がかりに進める計画であったため、宮前地区を中心に大反対運動がおき、計画は白紙になりました。その後、武田薬品湘南研究所を誘致する方向を神奈川県と共同で進め、インベスト神奈川を使い、この湘南研究所に80億円もの支援を決めると同時に、正門前に村岡新駅を建設する計画が復活しました。そして、神奈川県が全面的に乗り出し、この土地をヘルスイノベーション拠点に位置づけ新駅建設と周辺の開発に積極的に乗り出してきたのが今の状況です。

JR東日本の概略設計の結果をもとに、藤沢市は2020年度中に最終判断をするとしています。

この計画の最大の問題は、新駅建設に160億円、周辺の土地区画整理事業やシンボル道路の建設などを含めた総事業費に300億円から400億円を投入することです。藤沢駅と大船駅間は4.6キロ、時間にして4分足らずの中間地点に本当に駅が必要なのかという市民の疑問の声がある中で、市民的合意ができていないことです。また、まちづくりのあり方も、藤沢市の都市マスタープランでは市内6拠点の一つとして村岡地区を位置づけています。都市拠点ともなれば、商業施設も誘致することになるでしょう。辻堂駅、藤沢駅、大船駅と駅周辺に大型商業施設が集積している状況があるのに、村岡地区にも集積することになる。こんなゆがんだ、まちづくりでよいのかも問われます。

地元住民は地価が高騰することによる固定資産税が約1.7倍にも跳ね上がることになり、喜ぶのは売却できる土地を持っている地主だけです。

交通不便地域だと言うならば、コミュニティバスや乗り合いタクシーなど、こまめに周辺を回る公共交通を整備した方が住民の皆さんには助かります。市民のためとはいええない村岡新駅建設と拠点整備事業は中止することを強く求めるものです。

見解を問います。

《回答》>> (都市整備部 藤村都市整備部長)

村岡新駅建設と拠点整備事業は中止し、大型開発事業偏重の市政運営を転換することについては、村岡新駅設置及び周辺のまちづくりによって、高齢者をはじめとする地域住民が徒歩や公共交通により、商業、医療、生活利便施設などに容易にアクセスできる環境が整えられます。

また、藤沢市都市マスタープランにおいては、村岡新駅周辺を本市の6つの都市拠点の1つに位置付け、少子超高齢社会を見据えたコンパクトプラスネットワークによって本市の持続可能な発展へとつながる事業でございます。

したがって本事業は、村岡地区の活性化はもとより、市全体のさらなる発展に寄与するものであり、ひいては住民の福祉、命と暮らしを守ることにつながるものであると考えております。

要旨 5. 気候非常事態宣言を行い、温室効果ガス削減の目標を引き上げ、実行ある対策をとることについてです。

2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議では、①産業革命以前に比べて、1.5~2.0度に抑えることと、②21世紀後半には炭酸ガス等の排出量を森林等の吸収量とバランスをとる目標が掲げられ、日本も批准し2016年に発



効しました。しかし、2018年には炭酸ガス排出量がかえって増加し、2020年に提出する2030年目標の国別約束を大幅に引き上げることが要請されています。ついては、①神奈川県気候非常事態宣言を受けて、藤沢市も宣言をし、危機感を持って取り組むことが重要だと考えますが、藤沢市の見解を問います。

二つ目は、目標値についてです。気候変動対策は喫緊の課題です。今後の温室効果ガスの藤沢市の削減目標は、1990年比で2022年までに40%となっています。ところが、国際的な要請は、2050年にはCO<sub>2</sub>排出量ゼロにすることです。藤沢市の目標値は引き上げるべきです。その上で、目標達成のために、あらゆる施策の前提として位置づけるなど実効性のある取組を求めます。見解を問います。

《回答①》>> 宮沢環境部長)

神奈川県は、本年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を発表し、「未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進」が、3つの基本的な柱の1つとして、掲げられております。

本市といたしましては、同宣言に賛同し、市民・企業など多様な主体と連携しながら危機感を持って、地球温暖化対策を進めてまいりたいと考えております。

《回答②》> 宮沢環境部長)

次に、「温室効果ガスの削減目標を引き上げ、実効性のある取組を進めるべき」とのご質問ですが、本市では、「基礎的取組」といたしまして、「エコライフアドバイザー派遣事業」、国の補助制度を活用した「クールチョイス」啓発事業などを実施しており、今後も継続してまいります。



また、「発展的取組」として、再生可能エネルギーの普及策といたしましては、「太陽光発電システム」などの補助制度を継続してまいります。さらには、北部環境事業所のごみの焼却発電を活用し、「エネルギーの地産地消事業」を実施しており、今後も公共施設の数や規模を増やしていくことを検討してまいります。

今後の温室効果ガスの削減目標や施策につきましては、計画の改定の前倒しを見据え、本年11月に開催予定の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議の結論や、その結果、改定が予想される国の削減目標等を踏まえながら検討してまいります。

検討にあたっては、学識者、市民、企業等を構成メンバーとする環境審議会での議論を踏まえながら、実効性のある取組を進めてまいりたいと考えております。

要旨6. ジェンダー平等社会に向けた本市の取り組みについてです。2015年、国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2030年までに達成すべき17の目標を掲げましたが、その5番目の目標に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と少女のエンパワーメントを図る」ことを掲げるとともに、すべての目標にジェンダー視点を据えることが強調され、「ジェンダー平等」はあらゆる問題を前向きに解決するうえで欠かせない課題と位置づけられました。さらに昨年6月には職場における暴力やハラスメントを定義し、それらを禁止する初めての国際基準となるハラスメント禁止条約が成立しました。本市においても職場や社会でのあらゆるハラスメントをなくし、女性も男性も誰もが尊厳をもって生きることのできるジェンダー平等社会をつくるために政策・意思決定の場への女性登用を促進し、取り組

みを強化するべきと考えます。見解を問います。

《回答 >> (総務部 林部長)

本市におきましては、良好な職場環境の確保、職員の能力の発揮及び職員の利益の保護のため、藤沢市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱におきまして必要な事項を定めております。この要綱では、ハラスメントに関する苦情、相談に対応するための苦情処理委員会を設置しハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じて加害者の職員及びその所属長に対して懲戒等の処分を含む措置を講じることとなっております。今年度、パワーハラスメント防止対策が法制化されるなど、ハラスメント対策が社会的にも強化されておりますので本市としてもより一層の対策を図り、職場内のハラスメントの防止に努めてまいりたいと考えております。

《回答 >> (総務部 林部長)

次に、市幹部職員への女性登用の取組についてですが、管理職の登用につきましては男女にかかわらず管理職として求められる「リーダーシップ」等の能力を兼ね備え、特定の職場でなく、あらゆる分野の職場において、管理監督者として十分な業務執行ができるかどうかを基本として、男女の区別なく公平な登用を行っております。

その中で女性管理職の登用割合について、平成31年4月1日現在の数値としては課長補佐級以上の管理職員728人のうち女性管理職は170人となっており女性比率としては23.4%となっております。前年度比で0.6%増加しております。

現在は「藤沢市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で定めた管理的地位にある職員に占める女性割合の目標値を上回っております。

が、これに満足することなく積極的な女性登用を進めてまいります。

件名3 税金の使い方を市民が望む福祉や暮らしの分野を優先にすることについて質問します。

要旨1. 「行財政改革」は窓口の民間委託化や子育て、福祉を削減する個別課題は撤回することなど抜本的に見直すことについてです。

今年「藤沢市行財政改革2020」最後の年度です。「2021年度からは新しい行財政改革に取り組む」と市長は施政方針で述べました。行財政改革2020がどういう改革だったのかしっかり検証する必要があります。

私はこの間一般質問や時々会議で「行財政改革は、民主的で効率的な行政運営が保障され、住民の権利をしっかりと守り住民サービスが向上するものでなくてはならない」ことを指摘してきました。行財政改革2020は、本来あるべき改革からはほど遠いものです。市政運営の基本にBPRという民間手法を持ち込んだことです。電話交換業務の民間委託化、保険年金課や介護保険、市民窓口センターの窓口業務の民間委託化を打ち出し推進していることは大問題です。

この4月から国民健康保険の窓口業務の民間委託化がスタートします。偽装請負になる恐れがあるのではないか、市民サービスの向上につながらないのではないか、市民のプライバシーが保護されるのか、市の職員の専門性の蓄積ができなくなるのではないかなど様々問題点を指摘してきました。窓口業務の委託化は公務職場のあり方を大きく変質させる基本的問題です。効率化や職員定数削減を優先する行革はやめるべきです。

行財政改革2020の問題点の2つ目は、財政改革で事業の見直しの名の下に、「他の自治体より高い水準で実施している事業」「国県の補助を上回って

実施している事業」を33事業抽出して削減、廃止してきていることです。そのほとんどが、高齢者や障がい者福祉、子育て支援など市民の暮らしを直撃するものばかりです。すでに、10事業は実施されています。2021年までにすべて見直す計画です。これらの事業の削減廃止を完了してもその財政縮減は3億800万円程度です。今まで到達した藤沢市の他市より高い水準の福祉や子育て支援策を削減・廃止するのはやめるべきです。

以上、見解を問います。

《回答①》>> (林総務部長)

続きまして、件名3「税金の使い方を市民が望む福祉や暮らしの分野を優先にすることについて」要旨1「行財政改革は、窓口の民間委託化や子育て福祉を削減する個別課題は撤回するなど抜本的に見直すことについて」の一点目、「窓口業務の委託化」についてお答えします。

現在進めている「行財政改革2020」では、外部委託を「外部資源のこれまで以上の活用」と位置づけ、効率化や省資源化をさらに推進する取組として広い概念で捉えております。

また、窓口業務に関しましては、総務省から「民間事業者に委託することができる業務の範囲」をはじめ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」等が示され、「窓口業務の見直し」が強く打ち出されております。

本市では、保険年金課において、令和2年4月から、第1期として「国民健康保険業務」を、令和3年4月からは、第2期として「後期高齢者医療及び国民年金業務」を協働事業として実施する予定をしております。今後、これら協働事業に関する評価・検証を踏まえつつ、現在、導入検討を進めている介護保険課等の窓口業務につきましても、ビジネス・プロセス・リエンジニア

アリングの考え方に沿った外部資源の導入により、経費の縮減と市民サービスの維持向上につながることを期待できることから、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

《回答②》>>(林総務部長)

次に、二点目の「見直し検討対象事業の撤回」についてお答えいたします。「見直し検討対象事業」の中には、ご指摘のように、市独自の施策として、本市がこれまで充実した取組を行ってきた事業も含まれていると認識しております。

しかしながら、これまで実施してきた事業内容では、対象者が年々増加し、財政負担が増大することによって、事業そのものが成り立たなくなることも想定されることから、「将来にわたり持続可能な制度」となるよう見直しの対象としております。

個々の事業の見直しに当たっては、市民生活への影響を考慮し、市民及び関係団体の皆さんに、ご理解をいただけるよう周知を図りながら、検討を進めてまいります。

要旨 2. 中期財政フレームで財源不足を強調することはやめ、税金の使い方は子育て、福祉、くらし最優先に予算配分することについてです。

今までの質問で福祉、子育て支援、くらしの分野に関わる市民要求の実現を求めてきました。それは、地方自治体の役割は、地方自治法第一条 2 項にある「福祉の増進」にあるからです。藤沢市は行財政改革の中で中期財政フレームを発表し、このまま推移すれば財源不足が生じ 2023 年までに 584 億円の財源不足を生じるとしています。しかし、歳入はほぼ横ばいで推移することが予測されています。問題は歳出の方です。扶助費が増大すると過大に



強調し、福祉や子育て、くらしの分野を削減するのか、それとも、村岡新駅建設と拠点整備事業に総額最大で 400 億円も投入するような大型開発を見直しするのかが問われます。まさに、ここに市長の政治姿勢が現れます。事業選択のあり方が問われるわけです。

大型開発事業でもう少し述べさせていただきますと、村岡新駅建設と拠点整備事業に総額 400 億円、北部の葛原地区を中心に 110 ㊦の農地や森林を削減して工業団地をつくる「新産業の森」計画、相鉄いずみ野線を地下のまま湘南台西口から慶応大学前まで単線で延伸する計画に伴い、周辺を土地区画整理し、宅地化する大型開発、いずみ野線延伸だけで 600 億円かかるとしています。北部 2-3 地区土地区画整理事業は 2035 年まで延長し、あと 400 億円もかかる開発です。遠藤・葛原線のような不要不急の道路計画にも 60 億円以上つぎ込む予定です。大型開発は将来の財政負担を考えずに、「必要な投資」と言ってみ直しや中止の判断をせずに進めれば後戻りできなくなります。北部 2-3 地区土地区画整理事業の経過を見れば明らかです。これから人口減少時代を迎えることとなります。高齢者も高い比率で推移するでしょう。藤沢のまちづくりはその時代にふさわしいものでなくてはなりません。

開発優先の考え方をやめ、農地やみどりを残し、水害を誘発しないようなまちづくりが求められます。何よりも、地方自治体の第一の役割である、住民の福祉・子育て・くらしが優先になる税金の使い方に変えるべきです。これらについて答弁を求め、私の登壇での代表質問を終わります。

《回答》>> (財務部 松崎財務部長)

続きまして件名 3, 要旨 (2)「中期財政フレームで財源不足を強調することはやめ、税金の使い方は子育て、福祉、くらし最優先に予算配分をすること」



についてお答えいたします。

中期財政見通しにつきましては、各部局における事業見積の積み上げ等に基づくもので財源不足は、何の対策も講じなければすべての事業をそのまま実施することが困難であることを示したものでございます。

令和2年度の一般会計予算規模につきましては、市役所分庁舎整備工事の終了などにより前年度と比較し約10億円の減少となっております。

その一方で幼児教育・保育の無償化への対応や、児童保育委託費などの、子ども・子育て関連予算や、介護給付費や医療助成費などの扶助費を増額し、骨格予算ではあっても、市民生活に密接にかかわる事業費をしっかりと確保した予算となっております。

ご指摘の都市基盤整備につきましては、将来にわたる税収の安定化につながり、市民の福祉や暮らしを充実させる諸施策の財源となるものと考えておりますので、こうした投資に向ける財源と、子ども・子育て支援や、福祉、医療など市民の暮らしに充てる財源とのバランスを考慮しながら引き続き適正な財政運営に努めてまいります。

ご清聴ありがとうございました。

#### <再質問>

市政運営と今後のまちづくりのあり方など基本的な点について質問いたしました。その基本的考え方に立って、この後設置されるであろう予算等特別委員会で我が団の土屋俊則議員と山内幹郎議員から様々な施策について質疑させていただく予定にしていますので、これで私の代表質問は終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

